

○市営住宅条例

昭和36年9月1日

条例第20号

改正 昭和37年6月25日条例第22号

昭和40年10月11日条例第25号

昭和44年4月1日条例第24号

昭和46年3月30日条例第15号

昭和48年3月31日条例第12号

昭和49年4月1日条例第21号

昭和50年4月1日条例第15号

昭和51年6月1日条例第43号

昭和52年4月1日条例第18号

昭和55年3月31日条例第13号

昭和57年7月31日条例第26号

昭和61年6月1日条例第25号

平成元年4月1日条例第20号

平成3年3月30日条例第6号

平成6年3月31日条例第3号

平成8年3月29日条例第1号

平成9年3月31日条例第4号

平成9年10月20日条例第31号

平成10年4月1日条例第18号

平成12年3月31日条例第27号

平成12年10月13日条例第52号

平成14年4月1日条例第18号

平成17年9月30日条例第52号

平成19年3月23日条例第1号

平成20年12月25日条例第53号

平成22年4月1日条例第16号

平成24年3月30日条例第34号

平成24年9月28日条例第51号

平成25年9月30日条例第47号

平成29年9月28日条例第43号

平成30年9月27日条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）その他別に定めがあるもののほか、市営住宅の設置及び管理並びに共同施設の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(市営住宅の設置)

第2条 市は、次の市営住宅を設置する。

- (1) 公営住宅 法第2条第2号に規定する公営住宅
- (2) 改良住宅 改良法第17条第1項及び小集落地区改良事業により建設し、賃貸する住宅
- (3) コミュニティ住宅 密集住宅市街地整備促進事業により建設し、賃貸する住宅
- (4) 従前居住者用住宅 住宅市街地総合整備事業により建設し、賃貸する住宅

2 前項の市営住宅の名称及び位置は、市規則で定める。

(健全な地域社会の形成)

第2条の2 公営住宅（法第2条第9号に規定する共同施設（以下「共同施設」という。）を含む。次条から第2条の5までにおいて同じ。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第2条の3 公営住宅は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第2条の4 公営住宅の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第2条の5 公営住宅の敷地（次条から第2条の16までにおいて「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活

活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第2条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第2条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第2条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第2条の9 公営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用す

るため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第2条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第2条の11 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第2条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第2条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第2条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第2条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第2条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が

設けられていなければならない。

(入居者の資格)

第3条 市営住宅に入居することができる者は、法第23条及び第24条第2項に定める条件のほか、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市規則で定める者にあつては、第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第6号、第9条第5号並びに第20条第1項第1号、第3項及び第4項において同じ。)があること。
- (2) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (3) 家賃の支払能力があること。
- (4) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の未納がないこと。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (6) 現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合
 - ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が市規則で定める程度であるもの
 - イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が市規則で定める程度であるもの
 - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特

別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

- 3 法第23条第1号イの条例で定める金額は、214,000円（前項第4号の場合にあつては、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）とし、法第23条第1号ロの条例で定める金額は、158,000円とする。
- 4 市長は、前3項に定める条件のほか、世帯構成又は市営住宅の規模、設備若しくは間取りを考慮し、特別の配慮が必要と認めるときは、特定の市営住宅について、入居者の資格を別に定めることができる。
- 5 前項の特定の市営住宅の割当てその他必要な事項は、市長が別に定める。
- 6 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条に定める条件を具備する者とみなされる者にあつては、第1項各号の規定を適用しない。
（入居の申込み）

第4条 前条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、法第22条に定めるところにより市長の行う募集に応じて入居の申込みをしなければならない。ただし、申込みは、募集の都度1世帯1箇所限りとする。

（入居者の選考）

第5条 市営住宅の入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから入居予定者を選考する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者
（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

- 2 前項の入居予定者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により入居予定者を選定する。
- 3 市長は、居住状態について特別の配慮を要する高齢者その他の市規則で定める者について、前項の公開抽選において、優遇措置を講じることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により選考し、又は第2項の公開抽選により選定した入居予定者について、入居資格を調査して入居者を決定する。

(入居補欠者)

第6条 市長は、前条第2項の規定により入居予定者を選定するに当たって、当該入居予定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。ただし、入居補欠者の資格は、入居決定者がすべて入居を完了したときに消滅する。

- 2 前項の入居補欠者は、入居決定者がその決定を取り消されたとき又は入居を辞退したときに、順位に従い入居資格の調査を経て入居決定者となる。

(改良住宅の入居の特例)

第6条の2 改良住宅の入居に関しては、第3条から前条までの規定にかかわらず、改良法第18条の定めるところによる。ただし、改良住宅に入居すべき者が不在の場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして第3条から前条までの規定を適用する。この場合において、第3条第3項中「法第23条第1号イ」とあるのは「改良法第29条第1項において準用される法第23条第1号イ」と、「214,000円(前項第4号の場合にあっては、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」とあるのは「139,000円」と、「法第23条第1号ロ」とあるのは「改良法第29条第1項において準用される法第23条第1号ロ」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」とする。

(コミュニティ住宅の入居の特例)

第6条の3 コミュニティ住宅の入居に関しては、第3条から第6条までの規定にかかわらず、次に掲げる事項に関連して住宅を失うことにより住宅に困窮することとなる者で、コミュニティ住宅への入居を希望するものを入居させるものとする。

- (1) 密集住宅市街地整備促進事業の施行
- (2) 事業計画の作成の日以後の事業地区内における災害

- 2 前条ただし書の規定は、コミュニティ住宅に入居すべき者が不在の場合について準用する。
- 3 市長は、密集住宅市街地整備促進事業の施行に関連して仮住居を必要とすることとなる者を、必要と認める期間に限り、コミュニティ住宅に入居させることができる。

(従前居住者用住宅の入居の特例)

第6条の4 従前居住者用住宅の入居に関しては、第3条から第6条までの規定にかかわらず、住宅市街地総合整備事業に係る整備地区の整備又は次に掲げる事業の実施に伴い、住宅を失うことにより住宅に困窮することとなる者で従前居住者用住宅への入居を希望するものを入居させるものとする。ただし、従前居住者用住宅に入居すべき者がいない場合においては、当該従前居住者用住宅を公営住宅とみなして第3条から第6条までの規定を適用する。

- (1) 再開発住宅制度の対象事業
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業
- (3) 特定公共施設関連環境整備事業

2 従前居住者用住宅の仮住居に関しては、前条第3項の規定を準用する。

(決定の通知)

第7条 市長は、第5条から前条までの規定により入居者又は入居補欠者を決定したときは、その者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。この場合において、入居決定者への通知は、入居の期日及びその期限を指定して行うものとする。

(入居手続)

第8条 入居決定者は、市長の指定する期日までに連帯保証人の連署した市営住宅使用証書(市規則で定める特別の事情がある者については、当該連署を除く。)に敷金を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人の資格その他については、市規則で定める。

(入居決定者の決定の取消し)

第9条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 入居申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (2) 前条第1項の規定による入居手続をしないとき。
- (3) 正当な理由がなく指定する入居期限までに入居しないとき。
- (4) 暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員であることが判明したとき。

(家賃、敷金の決定)

第10条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第3項、第15条及び第

17条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出して、市規則で定める額とする。ただし、入居者(次条第1項ただし書の入居者を除く。第3項ただし書において同じ。)からの収入の申告がない場合において、第17条の4第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅(以下「改良住宅等」という。)の毎月の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の法第12条及び第13条の規定による家賃の決定の例により算出した家賃の限度となる額(以下「限度額」という。)以下で、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入に基づき、令第2条の規定による方法の例により算出して、市規則で定める額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第17条の4第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、改良住宅等の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅等の家賃は、限度額に相当する額とする。

4 第2項の規定は、前項の家賃の算定について準用する。

5 敷金は、当該市営住宅に入居の際の家賃の3月分に相当する額の範囲内において市規則で定める。

(収入の申告等)

第11条 入居者は、毎年度、市長に対し、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「規則」という。)第7条に規定する方法により収入(令第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。)を申告しなければならない。ただし、入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の規則第8条各号のいずれかに該当する者に限る。)が、収入の申告をすること及び第17条の4第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告(同項ただし書の入居者については、第17条の4第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則第9条で定める方法により把握した収入)に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知する。

3 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。
この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃、敷金の減免又は徴収猶予)

第12条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃若しくは敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 天災地変等の災害により著しい被害を受けたとき。
- (2) 失職、疾病等の理由により生活が著しく困難な状態にあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(改良住宅等の家賃、敷金の変更)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、改良住宅等の家賃(敷金を含む。以下この条において同じ。)を変更し、又は第10条第3項及び第5項の規定にかかわらず、家賃を別に定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 改良住宅等相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅等について改良を施したとき。

(家賃の納付)

第14条 家賃は、第7条の規定による入居指定の日から市営住宅を明け渡した日(第17条の2第1項の規定による高額所得者に対する明渡請求のあった場合は、その明渡しの期限として指定した日とし、第22条第1項の規定による明渡請求のあった場合は、その請求のあった日)までの期間について徴収する。

2 家賃は、毎月末日(12月にあっては翌年の1月4日とし、これらの日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項第3号に掲げる日に該当する場合にあっては、これらの日の翌日)又は月の途中で明け渡す場合にあっては当該明渡しの日までに、それぞれの月分を納付しなければならない。

3 月の中途において、入居者が新たに市営住宅に入居し、又は明け渡した場合におけるその月の家賃は、日割計算により徴収する。

4 入居者が第23条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。

(収入超過者等に関する認定)

第15条 市長は、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、毎年度、第11条第2項の規定により認定した収入の額が次の各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、当該各号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

(1) 公営住宅及び従前居住者用住宅（第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものに限る。第17条第1項及び第17条の3第1項において同じ。）第3条第3項に定める額

(2) 改良住宅及びコミュニティ住宅（第6条の2ただし書（第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により公営住宅とみなされるものに限る。第17条第1項及び第17条の3第1項において同じ。）第6条の2の規定により読み替えられた法第23条第1号イ又はロの条例で定める額

2 市長は、入居者が市営住宅（前項各号に掲げる市営住宅に限る。）に引き続き5年以上入居している場合において、第11条第2項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超えているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 第11条第3項の規定は、前2項の規定による認定について準用する。

（収入超過者の明渡し努力義務）

第16条 収入超過者は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

（収入超過者に対する家賃等）

第17条 第15条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第10条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次の各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、当該各号に定める額を家賃として支払わなければならない。

(1) 公営住宅 当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に規定する方法により算出した額

(2) 改良住宅及びコミュニティ住宅 当該収入超過者の収入を勘案し、限度額の1.8倍に相当する額以下で市規則で定める額

(3) 従前居住者用住宅 当該収入超過者の収入を勘案し、限度額の1.4倍に相当する額以下で市規則で定める額

2 前項の場合において、第10条第1項ただし書及び第3項ただし書の規定は、入居者が

らの収入の申告がない場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「限度額に相当する額」とあるのは、「改良住宅及びコミュニティ住宅にあつては限度額の1.8倍に相当する額以下の額、従前居住者用住宅にあつては限度額の1.4倍に相当する額以下の額」と読み替えるものとする。

3 第12条及び第14条の規定は、前2項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第17条の2 市長は、高額所得者に対して、6月以上の期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申出により明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第17条の3 第15条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第10条第1項及び第3項並びに第17条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次の各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、当該各号に定める額を家賃として支払わなければならない。

(1) 公営住宅 近傍同種の住宅の家賃の額

(2) 改良住宅及びコミュニティ住宅 限度額の1.8倍に相当する額

(3) 従前居住者用住宅 限度額の1.4倍に相当する額

2 前条第1項の規定による請求を受けた公営住宅の入居者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第12条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第14条の規定は第1項の家

賃について、それぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第17条の4 市長は、第10条第1項若しくは第3項、第17条第1項若しくは前条第1項の規定による家賃の決定、第12条(第17条第3項若しくは前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、敷金若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予又は第17条の2第1項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第17条の5 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第17条第1項又は第17条の3第1項の規定にかかわらず、令第12条の定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、法第44条第3項(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による公営住宅又は改良住宅の用途の廃止による公営住宅又は改良住宅の除却に伴い当該公営住宅又は改良住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅又は改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項若しくは第3項、第13条、第17条第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項の規定にかかわらず、令第12条(住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第12条において準用する場合を含む。)の定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

3 前項の規定は、コミュニティ住宅又は従前居住者用住宅の用途の廃止によるコミュニティ住宅又は従前居住者用住宅の除却に伴い当該コミュニティ住宅又は従前居住者用住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合について準用する。

(入居者の費用負担)

第18条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 法第21条に定めるものを除くほか、市営住宅の修繕に要する費用

- (2) 電気、ガス及び上下水道の使用料
 - (3) し尿、汚物、じんかい等の処理及び消毒に要する費用
 - (4) 共同施設の使用に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅の使用について当然入居者が負担しなければならない費用
- (入居の承継)

第19条 入居者が死亡し、又は市営住宅を退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得て、引き続き、当該市営住宅に居住することができる。

- 2 前項の場合において、市長は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(承認事項)

第20条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- (1) 市営住宅に入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき。
- (2) 市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。
- (3) 市営住宅を模様替し、又は増築しようとするとき。
- (4) 市営住宅の敷地内に建物又は工作物（花園、植樹等を除く。）を設置しようとするとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特に指定した行為をしようとするとき。

- 2 市長は、前項第1号に係る承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第15条第1項に規定する金額を超える場合は、当該承認をしてはならない。

- 3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

- 4 市長は、入居者が第1項第1号に係る承認を得ようとする場合において、当該入居者、現に同居している親族又は新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、当該承認をしてはならない。

- 5 市長は、第1項第3号及び第4号に規定する行為については、原状回復が容易で、当該市営住宅を退去する際に入居者が自己の費用で撤去することを条件とした場合にのみ承認するものとする。

(住宅の立退き)

第21条 市長は、市営住宅を修繕、改築又は撤去の工事をする場合で必要と認めるときは、当該入居者を他の市営住宅等に立ち退かせることができる。

(住宅の明渡請求)

第22条 市長は、入居者が法第32条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 正当な理由がなく15日以上当該市営住宅を使用しないとき。
- (2) 入居者が失火等により市営住宅に著しい被害を与えたとき。
- (3) 前条に規定する立退きの要求に応じないとき。
- (4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 第6条の3第3項(第6条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定により入居した者が仮住居を必要としなくなったと認めるとき。
- (6) 第3条第4項の規定により定められた資格を失ったとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。この場合における明渡しに要する費用及びそのために生ずるすべての損害は、入居者が負担しなければならない。

(住宅の返還)

第23条 入居者が市営住宅を退去しようとするときは、次の各号に定めるところによりその市営住宅を市に返還しなければならない。

- (1) 退去しようとする日の5日前までにその旨を市長に届け出て、当該市営住宅の検査を受けること。
- (2) 第18条に規定する費用を清算すること。
- (3) 当該市営住宅を模様替し、若しくは増築し、又は市営住宅の敷地内に建物若しくは工作物を設置してあるときは、入居者の負担において原形に復するか、又は市に無償で譲渡すること。

(敷金の還付)

第24条 前条の規定により市営住宅の返還を受けたときは、敷金を還付する。ただし、未納の家賃又は賠償金があるときは、これらの額を敷金から控除したものを還付する。

2 敷金の額が前項ただし書に規定する未納金の額に満たない場合は、退去しようとする者は、直ちにその不足額を納入しなければならない。

(住宅の検査)

第25条 市長は、市営住宅を検査させる必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長が指定した職員に当該市営住宅を検査させることができる。

2 前項の検査において、現に居住している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定による市営住宅監理員又は市長が指定した職員が市営住宅を検査する場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(意見の聴取)

第25条の2 市長は、必要があると認めるときは、第3条第1項第5号若しくは第6号、第9条第4号若しくは第5号、第19条第2項、第20条第4項又は第22条第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府豊中警察署長又は大阪府豊中南警察署長の意見を聴くことができる。

(社会福祉法人等による公営住宅の使用)

第26条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用手続)

第27条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、市規則で定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の規定による申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用料)

第28条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市規則で定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、前項の市規則で定める額を超えてはならない。

(準用)

第29条 第26条の規定による社会福祉法人等の公営住宅の使用については、第12条(第2号を除く。)、第14条(第1項を除く。)、第18条、第20条(第1項第1号を除く。)、第21条、第23条、第25条及び第33条から第36条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第33条第1項中「入居者又は同居者」とあるのは「使用許可を受けた社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(社会福祉法人等に対する報告の請求)

第30条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第31条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第27条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用許可の取消し)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条の規定による公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(駐車場の使用)

第33条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、市営住宅の入居者又は同居者であることその他市規則で定める条件を具備する者でなければならない。

2 駐車場を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みをした者が使用させるべき駐車場の区画数を超えると

きは、公正な方法により選考して使用者を決定する。

(駐車場の使用料)

第34条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市規則で定める。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第14条の規定は、駐車場の使用料について準用する。

(駐車場の明渡請求)

第35条 市長は、駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の明渡しを請求することができる。

(1) 不正な行為により使用の決定を受けたとき。

(2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 第33条第1項に規定する使用者の資格を失ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定による駐車場の明渡しについて準用する。

(賠償)

第36条 入居者は、第22条の規定に該当し、又は第23条の規定に違反して市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び賠償額は、市長が定める。

(過料)

第37条 詐欺その他不正の行為により家賃、敷金又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(指定管理者による管理)

第38条 市長は、市営住宅及び共同施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 入居申込書、収入申告書等の受付及び審査に関する業務

(2) 入居者の決定、市営住宅の家賃及び敷金並びに駐車場の使用料の決定その他の市長

の業務に関する補助業務

- (3) 市営住宅の家賃及び敷金並びに駐車場及び社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用料の徴収に関する業務
- (4) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続)

第39条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に市営住宅（第4項に規定する公営住宅を除く。第3項において同じ。）及び共同施設の管理を行わせようとするときは、公募する。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により同項に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる基準に基づき、最も適当であると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保され、かつ、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的・効果的な運営が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市営住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成できることを判断するために必要なものとして市規則で定める基準に適合するものであること。

4 市長は、前3項の規定にかかわらず、公営住宅（市が借上げを行い、設置しているもの（市規則で定めるものを除く。）に限る。）にあつては、当該公営住宅の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

5 市長は、前2項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、豊中市市営住宅指定管理者選定評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、第3項の規定による選定の場合にあつては第1項ただし書の規定により公募を行わないとき、前項の規定による選定の場合にあつては特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(協定の締結)

第40条 指定管理者の指定を受けたものは、市営住宅及び共同施設の管理に関し、市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第41条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(指定の取消し等による損害)

第42条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第43条 指定管理者は、故意又は過失により市営住宅及び共同施設における施設又は設備を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第44条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は市営住宅及び共同施設の管理目的以外の目的に利用してはならない。

(指定管理者の管理の基準)

第45条 市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市営住宅及び共同施設の管理に関し保有する個人情報（豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。
- (2) 市営住宅及び共同施設の管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (3) その他法令、この条例、この条例に基づく市規則その他市長の定めるところに従い、市営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

(指定等の告示)

第46条 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を

告示しなければならない。

(管理状況の評価)

第47条 指定管理者は、その指定の期間において、市営住宅及び共同施設の管理状況について、豊中市市営住宅指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(豊中市市営住宅指定管理者選定評価委員会)

第48条 指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議するため、豊中市市営住宅指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任規定)

第49条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市営住宅管理条例（昭和27年豊中市条例第24号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 第14条から第17条までの規定の適用については、昭和34年6月1日において現に市営住宅に入居している者は、同日に当該市営住宅に入居したものとみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定による家賃及び敷金並びに許可その他の処分で、この条例の施行の際、現に効力を有するものは、それぞれこの条例の規定による家賃及び敷金並びに許可その他の処分とみなす。
- 5 改良住宅に入居すべき者が不在の場合における当該改良住宅の入居者の決定については、当分の間、第6条の2ただし書の規定にかかわらず、市長の定めるところにより入居者を決定することができる。
- 6 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者で第10条第1項本文又は第3項本文の規定による公営住宅又は改良住宅等の毎月の家賃の額（以下この項において「新家賃額」という。）が同日前の最終の同条第1項本文又は第3項本文の規定による公営住宅又は改良住宅等の毎月の家賃の額（以下この項において「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の公営住宅又は改良住宅等の毎月の家賃は、同条第1項本文又は第3項本文の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

7 平成21年4月1日前に市営住宅（公営住宅並びに第6条の2ただし書（第6条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により公営住宅とみなされる改良住宅及びコミュニティ住宅並びに第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされる従前居住者用住宅に限る。以下この項及び次項において同じ。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る法第23条第2号に規定する収入の条件については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下この項において「改正令」という。）による改正後の令第6条第5項（第6条の2ただし書の規定により公営住宅とみなされる改良住宅及びコミュニティ住宅にあっては、改正令附則第6条の規定による改正後の住宅地区改良法施行令第12条の規定により読み替えられた改正令による改正後の令第6条第5項）の規定にかかわらず、なお従前の例による。法第22条第1項に規定する事由がある場合において同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る法第23条第2号に規定する収入の条件についても、同様とする。

8 次に掲げる者に係る第15条第1項又は第2項に規定する収入の基準及び第17条第1項に規定する市営住宅の毎月の家賃の算定方法については、平成26年3月31日まで間は、第15条第1項又は第2項及び第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者

(2) 平成21年4月1日前に法第24条第1項（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申込み又は法第40条第1項の規定による申出がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

附 則（昭和37年6月25日条例第22号）

改正 昭和40年10月11日条例第25号

昭和44年4月1日条例第24号

昭和46年3月30日条例第15号

昭和48年3月31日条例第12号

昭和50年4月1日条例第15号

昭和52年4月1日条例第18号

昭和55年3月31日条例第13号

昭和57年7月31日条例第26号

昭和61年6月1日条例第25号

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年6月1日から適用する。

附 則（昭和40年10月11日条例第25号）

改正 昭和51年6月1日条例第43号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（昭和44年4月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日条例第15号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第12号）

改正 昭和49年4月1日条例第21号

昭和50年4月1日条例第15号

昭和52年4月1日条例第18号

昭和57年7月31日条例第26号

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び第17条の規定は、昭和48年4月分の割増賃料から適用し、同年3月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年4月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月1日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月31日条例第26号）

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月1日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市営住宅条例第15条及び第17条の規定は、昭和61年7月分の割増賃料から適用し、同年6月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日条例第6号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市営住宅条例第15条及び第17条の規定は、平成3年4月分の割増賃料から適用し、同年3月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日条例第3号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定、第5条第2項の改正規定（「第1種市営住宅」を「第1種市営住宅及び特定買取賃貸住宅」に改める部分に限る。）、第10条の改正規定、第10条の次に1条を加える改正規定、第12条に1項を加える改正規定、第15条第1項の改正規定及び第17条の2の次に1条を加える改正規定は、市規則で定める日から施行する。

〔平成8年11月規則第42号により、平成9年3月1日から施行〕

附 則（平成9年3月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市営住宅条例附則第6項の規定は、平成8年8月30日から適用する。

附 則（平成9年10月20日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6項を削る改正規定及び次項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の市営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の規定により設置されている特定買取賃貸住宅については、この条例による改正後の市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により設置された公営住宅とみなして改正後の条例の規定を適用する。
- 3 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅については、平成10年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項、第2項及び第5項、第11条、第12条、第14条から第17条の5まで、第19条、第20条並びに第22条（第1項第4号及び第5号を除く。）の規定は適用せず、改正前の条例第3条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項、第13条から第17条の2まで、第19条、第20条並びに第22条（第1項第4号を除く。）の規定は、なおその効力を有する。
- 4 改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（以下「改良住宅等」という。）については、平成10年3月31日までの間は、改正後の条例第10条第3項から第5項まで、第11条から第17条の4まで（第17条の3第2項を除く。）、第19条、第20条及び第22条（第1項第4号及び第5号を除く。）の規定は適用せず、改正前の条例第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項、第13条から第17条の2まで、第19条、第20条並びに第22条（第1項第4号を除く。）の規定は、なおその効力を有する。
- 5 附則第2項に規定する特定買取賃貸住宅については、平成10年3月31日までの間は、改正前の条例の規定（第6条の2、第6条の3、第10条第1項、第12条第1項及び第14条から第17条の2までの規定を除く。）は、なおその効力を有する。
- 6 改正後の条例第10条第1項若しくは第3項、第17条第1項又は第17条の3第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項に規定する特定買取賃貸住宅については附則第1項ただし書の規定にかかわらず附則第2項の規定の施行の日前においても、附則第3項の公営住宅又は改良住宅等については同項又は附則第4項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、それぞれ改正後の条例の例によりすることができる。
- 7 平成10年4月1日において現に附則第3項の公営住宅又は改良住宅等に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第10条第1項本文若しくは第3項本文、第12条又は第13条の規定による家賃の

額が改正前の条例第10条第1項, 第11条又は第12条第1項の規定による家賃の額を超える場合にあっては改正後の条例第10条第1項本文若しくは第3項本文, 第12条又は第13条の規定による家賃の額から改正前の条例第10条第1項, 第11条又は第12条第1項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に, 改正前の条例第10条第1項, 第11条又は第12条第1項の規定による家賃の額を加えて得た額とし, その者に係る改正後の条例第17条第1項若しくは第3項又は第17条の3第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が改正前の条例第10条第1項, 第11条又は第12条第1項の規定による家賃の額に改正前の条例第17条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては改正後の条例第17条第1項若しくは第3項又は第17条の3第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から改正前の条例第10条第1項, 第11条又は第12条第1項の規定による家賃の額及び改正前の条例第17条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に, 改正前の条例第10条第1項, 第11条又は第12条第1項の規定による家賃の額及び改正前の条例第17条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

8 平成10年4月1日において現に附則第2項の規定により改正後の条例第2条第1項の規定により設置された公営住宅とみなされる特定買取賃貸住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は, その者に係る改正後の条例第10条第1項本文, 第12条, 第17条第1項若しくは第3項又は第17条の3第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が改正前の条例第10条第2項, 第10条の2第1項若しくは第2項, 第11条又は第12条第2項の規定による家賃の額を超える場合には, 改正後の条例第10条第1項本文, 第12条, 第17条第1項若しくは第3項又は第17条の3第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から改正前の条例第10条第2項, 第10条の2第1項若しくは第2項, 第11条又は第12条第2項の規定による家賃の額を控除して得た額に前項の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に, 改正前の条例第10条第2項, 第10条の2第1項若しくは第2項, 第11条又は第12条第2項の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

- 9 平成10年4月1日において現に市長が特に必要と認める市営住宅に入居している者の平成10年度以後の各年度の家賃の額については、その者に係る改正後の条例の規定による家賃の額が改正前の条例の規定による家賃の額を超える場合には、前2項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより別の措置を講じることができる。
- 10 この条例の施行の際、現に市長の許可を受けて市営住宅の駐車場を使用している者は、改正後の条例第25条の2第3項の規定により決定された使用者とみなす。
- 11 平成10年4月1日前に改正前の条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

12 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成10年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第27号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月13日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第52号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後最初に市営住宅及び共同施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合に限り、この条例による改正後の市営住宅条例第39条の規定にかかわらず、現にこの条例による改正前の市営住宅条例第38条の規定により市営住宅及び共同施設の管理を受託している者（以下「現管理受託者」という。）の実績等を考慮して、現管理受託者が市営住宅及び共同施設を管理することが適当であると認めるときは、現管理受託者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定することができる。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第53号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第34号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公営住宅の入居者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に56歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に56歳以上の者である場合における公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号に規定する収入の条件及び同法第28条第1項に規定する収入の基準については、この条例による改正後の市営住宅条例第3条第2項第2号及び第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月28日条例第51号）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 他の条例の一部改正に伴う経過規定〔略〕
- 3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成25年9月30日条例第47号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の市営住宅条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「第5条の2第1項」とあるのは、「第5条の2」とする。

附 則（平成30年9月27日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。